

スイスの水際対策強化（日本が検疫対象国に追加（2021年11月29日発表））

【ポイント】

- 29日、スイス連邦政府は、オミクロン株発生を受けた水際措置強化対策として、変異株がまん延する国・地域リストの更新を行い、日本が対象に指定されました。
- ワクチン接種及び感染回復歴の有無にかかわらず、日本からの入国者は陰性証明提示に加え10日間隔離、4日目から7日目の間の再検査が新たに義務づけられ、空港からの公共交通機関の利用を控えるよう要請されています。
- 新たな措置は、11月30日より適用されます。

【本文】

○ 日本からの入国者に対する新たな措置

（1）入国時の陰性証明書提示

16歳以上の場合、ワクチン接種及び感染回復者歴の有無にかかわらず、陰性証明（PCR検査もしくは簡易抗原検査（Antigen-Schnelltest））の提示義務が課せられます。

（2）10日間の自己隔離

全ての入国者は、子供を含め、ワクチン接種及び感染回復者歴の有無にかかわらず、入国フォームの登録に加え10日間の隔離義務が課せられます。

- ・入国フォームはこちらから登録できます。

<https://swissplf.admin.ch/formular>

（3）入国後のPCR検査受検及び報告

さらに、入国後、4日目から7日目の間に、2回目のPCR検査もしくは簡易抗原検査を受け、各州当局に検査結果及び入国フォーム登録番号を報告する義務が課せられます。

（4）空港から移動時の公共交通機関の利用を控えることが望ましいとされています。

関連プレスリリース

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-86143.html>

ただし、その後改訂された保健庁HPの入国案内には公共交通機関自粛に関する案内は記載されていません。

この自粛措置の現時点での有効性については、確認が取れ次第改めて在スイス日本国大使館HPのスイス入国に関する情報にて掲載します。

○参考：連邦保健庁（BAG）ホームページ：懸念される変異株が蔓延する国リスト
<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/empfehlungen-fuer-reisende/liste.html>

○国外におけるワクチン接種者等に対するスイス政府コロナ証明の発行
日本のワクチン接種証明書をお持ちの方は、スイスのコロナ証明（COVID certificate）の発行が可能です。

<https://covidcertificate-form.admin.ch/foreign>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>